

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 1 2 月 9 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年鹿沼市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。